

- (1) 今までの月額報酬制がなくなるわけではありません。
- (2) どちらの算定方法とするかは担当のケアマネジャーとご相談をお願いいたします。
- (3) あくまで計画に基づいた請求となるため、今月はサービスを受けられなかったから回数制にしたいというようなご要望はお受けできません。
- (4) ご自身のケアプランがどちらの算定方法となっているかは、担当ケアマネジャーへご確認ください。
- (5) ケアプランは個人ごとに作られます。同じような利用回数の方でも請求金額等が異なる場合があります。
- (6) ご自身やご家族のご要望だけで月額報酬制と回数制の変更はできません。あらかじめ、ケアプランの作成時に必要性等を検討することが必要となりますので、ご了承ください。